

(証券コード：2791)

平成27年8月10日

株 主 各 位

岡山県倉敷市堀南704番地の5
大黒天物産株式会社
代表取締役社長 大賀 昭 司

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

【招集にあたっての決定事項】

株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する
事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたします。

(掲載アドレス http://www.e-dkt.co.jp/ir_info.html)

(添付書類)

事業報告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による大規模な経済政策や金融緩和政策により、円安・株価上昇が続き、企業業績の回復や設備投資の増加など、景気は緩やかな回復基調で推移し、明るい兆しが見られました。一方で、消費税増税、円安の影響による商品価格の値上げなどにより、消費者の節約志向は高まり、依然景気の先行きは、不透明な状況となっております。

小売業界におきましては、円安による原材料価格の値上げや電気料金の値上げ、慢性的な人材不足、さらに業種・業態を超えた価格競争の激化により厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループでは食の安心・安全を確保するための品質・鮮度管理の徹底や、商品の販売価格が地域で最も安値であることを保証する『価格保証宣言』を唱えた「安さ」の追求に取り組んでまいりました。また、岡山県に4店舗、島根県に1店舗、奈良県に1店舗、広島県に1店舗、和歌山県に1店舗、福岡県に1店舗、さらに新たなエリアとして岐阜県に1店舗の計10店舗の新規出店と、生鮮を強化したレイアウトを取り入れた4店舗の改装を行いました。

さらに、日本初の本格的な製造小売業(S・P・F)を実現するための施設として、中国物流RMセンターを本年5月1日に稼動いたしました。これにより、他社に真似の出来ない「品質と圧倒的な安さ」を兼ね備えた商品開発(ブルーオーシャン戦略)を進めております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,331億9百万円(前期比6.6%増)、経常利益は53億3千3百万円(前期比5.4%増)、当期純利益26億9千9百万円(前期比7.0%増)となりました。

当社グループの部門別売上状況は次のとおりであります。

部 門	第28期(平成26年5月期)		第29期(平成27年5月期)		増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
小 売 部 門	124,496	99.8	132,776	99.8	6.7
卸 売 部 門	128	0.1	142	0.1	11.3
そ の 他	187	0.1	190	0.1	1.7
合 計	124,811	100.0	133,109	100.0	6.6

当社グループの地域別売上状況は次のとおりであります。

地 域	第28期(平成26年5月期)		第29期(平成27年5月期)		増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
中国・四国地区	64,848	52.0	68,481	51.5	5.6
関西・中部地区	54,443	43.6	58,048	43.6	6.6
そ の 他 (注)	5,519	4.4	6,579	4.9	19.2
合 計	124,811	100.0	133,109	100.0	6.6

(注) その他は、上記地区以外の小売上、インターネット通信販売、卸売部門、飲食部門、発注事務手数料等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は105億5千1百万円であります。その主なものは、中国物流RMセンター（岡山県総社市）の建設に伴う物流及び生産設備投資額47億7千7百万円、新規出店に伴う設備投資額48億1百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (平成24年 5 月期)	第 27 期 (平成25年 5 月期)	第 28 期 (平成26年 5 月期)	第 29 期 (平成27年 5 月期)
売 上 高(百万円)	97,603	114,610	124,811	133,109
経 常 利 益(百万円)	4,624	4,649	5,061	5,333
当 期 純 利 益(百万円)	2,392	2,457	2,523	2,699
1 株当たり当期純利益(円)	170.75	175.43	179.99	192.50
総 資 産(百万円)	29,628	36,060	38,914	45,847
純 資 産(百万円)	17,110	19,329	21,650	24,106

(注) 平成24年 6 月 7 日に株式会社西源の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針に則り、中長期的な経営戦略を具現化するため下記の内容を重点課題として取り組んでまいります。

- ① 店舗数の増加、出店地域の拡大に対応するため、店舗オペレーションの標準化、単純化、統一化の早期実践
- ② 「ローコスト経営の確立」のための、徹底した数値管理の実践
- ③ 店舗の広域化に伴う物流センターの整備ならびに物流システムの再構築
- ④ 店舗集客力の強化、卸売部門の営業強化に対応するため、P B 商品「D-PRICE（ディープライス）」の開発強化
- ⑤ 人材育成のための、社員教育・能力開発の取り組み
- ⑥ 店舗オペレーション支援に対応するため、本部組織の強化及び情報システムの改善

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 西 源	16百万円	100%	食品、生活百貨の小売業

(注) 当社の連結子会社の数は、上記の重要な子会社を含めて12社であります。

(5) 主要な事業内容（平成27年 5 月31日現在）

当社グループは、食料品の小売りを主な事業としており、関連する事業として食料品の卸売事業及び飲食事業等を営んでおります。

(6) 主要な営業所等（平成27年5月31日現在）

① 当社

本社 岡山県倉敷市堀南704番地の5
 物流センター
 中国D C 岡山県赤磐市熊山町小瀬木50番地20
 中国物流RMセンター 岡山県総社市中原88番地
 関西D C 大阪府大阪市此花区北港白津二丁目5番33号

(注) 1. 中国物流RMセンターは、平成27年5月に新設いたしました。

2. 関西D Cは、平成27年4月に移転いたしました。

店舗
 既存店舗 (89店舗)

岡山県 (27店舗)	倉敷市 10店舗 総社市 13店舗 岡山県 1店舗	井原市 1店舗 津山市 1店舗 真庭市 1店舗
広島県 (9店舗)	広島市 3店舗 庄原市 1店舗 東広島市 1店舗	福山市 2店舗 安芸郡熊野町 1店舗 呉市 1店舗
山口県 (2店舗)	防府市 2店舗	
鳥取県 (7店舗)	鳥取市 1店舗 倉吉市 2店舗	米子市 3店舗 境港市 1店舗
島根県 (2店舗)	安来市 1店舗	松江市 1店舗
大阪府 (10店舗)	泉南市 2店舗 大貝市 1店舗 堺市 1店舗 岸和田市 1店舗	摂津市 1店舗 大東市 1店舗 和泉市 1店舗 河内長野市 1店舗
京都府 (1店舗)	八幡市 1店舗	
兵庫県 (11店舗)	加古川市 1店舗 姫路市 2店舗 明石市 3店舗 神崎郡福崎町 1店舗	神戶市 2店舗 赤穂市 1店舗 篠山市 1店舗
奈良県 (3店舗)	奈良市 2店舗	北葛城郡上牧町 1店舗
和歌山県 (1店舗)	和歌山市 1店舗	
滋賀県 (1店舗)	草津市 1店舗	
香川県 (2店舗)	坂出市 1店舗	高松市 1店舗
徳島県 (3店舗)	鳴門市 1店舗 小松島市 1店舗	吉野川市 1店舗

愛媛県（6店舗）	松西 山条市	2店舗 2店舗	今治市	1店舗 1店舗
福岡県（2店舗）	遠賀郡水巻町	1店舗	北九州市	1店舗
福井県（1店舗）	越前市	1店舗		
三重県（1店舗）	四日市市	1店舗		

当連結会計年度出店店舗（10店舗）

島根県（1店舗）	松江市	1店舗		
福岡県（1店舗）	久留米市	1店舗		
岐阜県（1店舗）	大垣市	1店舗		
広島県（1店舗）	呉市	1店舗		
岡山県（4店舗）	岡山市	3店舗	備前市	1店舗
奈良県（1店舗）	桜井市	1店舗		
和歌山県（1店舗）	和歌山市	1店舗		

② 子会社

会社名	店舗	所在地
株式会社西源	流通団地店他 7店	長野県松本市、諏訪市、 塩尻市、安曇野市、上田市、 須坂市
株式会社バリュー100	バリュー100茨木太田店	大阪府茨木市
Dブレッド株式会社	飛騨パン工場	岐阜県飛騨市
大黒天ファーム笠岡株式会社	笠岡農場	岡山県笠岡市

(7) 従業員の状況（平成27年5月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増加	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	1,120名	11名	34.7歳	5.9年

（注）従業員数には、パートタイマー・アルバイト3,805名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先（平成27年5月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 （地球温暖化対策支援ローン）	445百万円

（注）地球温暖化対策支援ローンは、環境省が運営する「環境配慮型経営促進事業利子補給事業」を活用した借入金であります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 43,600,000株
- ② 発行済株式の総数 14,413,200株（自己株式389,315株含む）
- ③ 株主数 4,175名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大 賀 昭 司	5,948千株	42.4%
大 賀 公 子	720	5.1
大 賀 昌 彦	720	5.1
BBH FOR FIDELITY LOWPRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	663	4.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	597	4.2
大 賀 愛 子	480	3.4
大 賀 大 輔	480	3.4
大 賀 友 貴	480	3.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	317	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社	271	1.9

（注）持株比率は、自己株式（389,315株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年5月31日現在）

名 称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日		平成25年9月6日	平成26年4月24日
新 株 予 約 権 の 数		150個	460個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 46,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり2,864円	1株当たり2,645円
権 利 行 使 期 間		平成27年9月7日から 平成30年9月6日まで	平成28年4月25日から 平成31年4月24日まで
行 使 の 条 件		(注) 1、2、3	(注) 1、2、3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 150個 目的となる株式数： 15,000株 保有者数： 1名	新株予約権の数： 100個 目的となる株式数： 10,000株 保有者数： 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名
	監 査 役	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名	新株予約権の数： 一個 目的となる株式数： 一株 保有者数： 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、執行役員もしくは従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
3. その他権利行使の条件（上記1.に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（平成27年5月31日現在）

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長		大賀 昭 司	株式会社西源代表取締役
専務取締役	商品部長兼 営業企画部長兼 イミテート部長	菊池 和 裕	
常務取締役	経営企画室長兼 管理部門担当	川田 知 博	
取締役	加工食品部長兼 シンデレラ部長 兼物流戦略室長	新谷 義 昭	
監査役（常勤）		武藤 章 人	
監査役		寺尾 耕 治	公認会計士、税理士
監査役		今岡 正 一	公認会計士、税理士

（注）１．監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

２．監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

３．取締役新谷義昭氏は、平成26年10月20日付で取締役加工食品部長兼シンデレラ部長兼物流戦略室長に変更しております。

４．当社は、監査役寺尾耕治氏及び今岡正一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 93百万円

監査役 3名 10百万円（内社外監査役2名3百万円）

（注）取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額3百万円を含んでおります。

③ 社外役員等に関する事項

(イ) 当事業年度中における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
寺 尾 耕 治	監 査 役	取締役会全13回のうち11回に出席及び監査役会全12回のうち11回に出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。
今 岡 正 一	監 査 役	取締役会全13回のうち11回に出席及び監査役会全12回のうち11回に出席し、公認会計士の立場から必要に応じ発言を行っております。

(ロ) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、会社法改正の趣旨に沿って社外取締役を選任すべく、当社に相応しい適任者の人選を慎重に検討してまいりました。

当事業年度末日時点では社外取締役を置いておりませんが、平成27年8月25日開催予定の第29回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

(イ) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33百万円

(ロ) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に対する監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の独立性及び監査体制・監査品質の確保体制、監査計画、監査方法、内容・結果の相当性を判断基準として同意しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定して取締役会に通知し、取締役会はそれを株主総会の付議議案といたします。

(5) 会社の体制及び方針

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

また、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用、取締役会は、委任業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けるものとする。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に従い、子会社の業績、財務状況及び業務執行状況その他の重要な事項について、当社の取締役会に定期的・継続的に報告する体制とする。

b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役等は、その業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守する。経営企画室は子会社の管理部門として子会社に対する指導・管理を行い、情報の共有化を図ることによりグループ各社における業務遂行の適正性を確保する。

c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社は、当社取締役会が定める全社的な経営戦略及び目標を共有し、その目的達成のため業務の高度化・効率化に向けた改善を継続的に行う。

d) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部はこれを横断的に推進し、管理する。

内部監査室は子会社を内部監査の対象とし、グループ各社の取締役及び使用人に係る職務執行が法令及び定款に適合する体制とする。また、当社が設置・運営するコンプライアンス・ホットラインは、グループ各社の役員及び使用人等が利用できる体制とする。

(ハ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

b) 監査役の職務を補助する使用人の当該期間における人事異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重するものとする。

(h) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

b) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(f) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用が明らかに監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行う。また、会計監査人、内部監査室等との緊密な連携を保つことにより、実効的な監査を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(i) 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

a) 内部監査室による監査記録は毎月取締役会メンバーに回覧され、最新の状況が報告されている。また、監査役会と内部監査室は毎月会合を設け、監査状況や問題点につき意見交換を行っている。

b) 24時間体制のコンプライアンス・ホットラインを設置しており、従業員が内部監査室に対して直接情報提供を行う体制となっている。

- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存については、文書取扱規程に従って適正に保存され、また取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっている。
- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務遂行上で直面するリスクについては、各担当部署が規則、ガイドライン、マニュアルを作成し、これらは電磁的媒体に記録されて関係者が常時閲覧できる体制となっている。また発生したリスク関連事項の報告は総務部が一元管理し、同部が監視及び対応に当たっている。
- (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の業務遂行に当たっては、権限規程に基づく適正な権限分配の下、業務担当取締役が統括し、稟議の電子化等、ITを利用した効率化を図っている。
- (ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a) 子会社の業績、財務状況等の重要事項は、当社の取締役会において毎月報告され、担当取締役が状況説明を行っている。
b) 内部監査室は子会社も監査の対象としており、その状況は報告書として回覧される。また、コンプライアンス・ホットラインはグループ各社にも通報先が周知され、当該子会社の役員及び使用人が利用できる体制となっている。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する事項については監査役会規程及び監査役監査基準において明定している。
- (ト) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a) コンプライアンス・ホットラインの通報については、その一次情報を内部監査室が総務部に報告する際、同時に監査役にも報告が行われる体制となっている。また、子会社において発生する重要問題は、子会社から直接に、或いは経営企画室、総務部を通じて、監査役に対して適時に報告されている。

b) 内部通報処理規程において「不利益取扱いの禁止」条項を規定しており、この規定はコンプライアンス・ホットラインのみならず、監査役への報告についても適用される。

(f) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針は監査役会規程及び監査役監査基準において明記している。

(g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期的な会合及び随時意見交換を行っており、監査の実効性確保に努めている。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月28日開催の取締役会の決議により内容の一部改定を行っており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものであります。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

② 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

③ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては、継続かつ安定を基本としております。

内部留保につきましては、新規出店投資及び業務の標準化、効率化を目的としたIT、物流関連投資、従業員教育等、業容拡大と一層の経営基盤の強化につなげてまいります。

~~~~~  
(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部           |        |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目         | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
| 流 動 資 産     | 14,772 | 流 動 負 債           | 18,291 |
| 現金及び預金      | 6,986  | 買 掛 金             | 9,034  |
| 売 掛 金       | 7      | 短 期 借 入 金         | 297    |
| 商 品 及 び 製 品 | 3,324  | リ ー ス 債 務         | 494    |
| 原材料及び貯蔵品    | 170    | 設 備 関 係 未 払 金     | 3,686  |
| 繰 延 税 金 資 産 | 332    | 未 払 法 人 税 等       | 1,216  |
| そ の 他       | 3,973  | 賞 与 引 当 金         | 263    |
| 貸 倒 引 当 金   | △22    | そ の 他             | 3,298  |
| 固 定 資 産     | 31,074 | 固 定 負 債           | 3,449  |
| 有 形 固 定 資 産 | 24,345 | 長 期 借 入 金         | 313    |
| 建物及び構築物     | 13,696 | リ ー ス 債 務         | 1,030  |
| 機械装置及び運搬具   | 260    | 繰 延 税 金 負 債       | 61     |
| 工 具 器 具 備 品 | 1,693  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 14     |
| 土 地         | 5,466  | 資 産 除 去 債 務       | 1,327  |
| リ ー ス 資 産   | 1,429  | そ の 他             | 700    |
| 建 設 仮 勘 定   | 1,799  | 負 債 合 計           | 21,740 |
| 無 形 固 定 資 産 | 198    | 純 資 産 の 部         |        |
| そ の 他       | 198    | 株 主 資 本           | 24,013 |
| 投資その他の資産    | 6,531  | 資 本 金             | 1,566  |
| 投資有価証券      | 134    | 資 本 剰 余 金         | 1,728  |
| 長 期 貸 付 金   | 35     | 利 益 剰 余 金         | 21,031 |
| 建 設 協 力 金   | 1,275  | 自 己 株 式           | △312   |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,343  | その他の包括利益累計額       | 20     |
| 差 入 保 証 金   | 2,753  | その他有価証券評価差額金      | 20     |
| そ の 他       | 1,021  | 新 株 予 約 権         | 15     |
| 貸 倒 引 当 金   | △32    | 少 数 株 主 持 分       | 55     |
| 資 産 合 計     | 45,847 | 純 資 産 合 計         | 24,106 |
|             |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計   | 45,847 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から  
平成27年 5 月 31日まで)

(単位:百万円)

| 科 目                         | 金 額   |         |
|-----------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                       |       | 133,109 |
| 売 上 原 価                     |       | 102,208 |
| 売 上 総 利 益                   |       | 30,900  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 25,627  |
| 営 業 利 益                     |       | 5,272   |
| 営 業 外 収 益                   |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 27    |         |
| 受 取 賃 貸 料                   | 12    |         |
| 受 取 補 償 金                   | 19    |         |
| 助 成 金 収 入                   | 11    |         |
| そ の 他                       | 11    | 82      |
| 営 業 外 費 用                   |       |         |
| 支 払 利 息                     | 18    |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 0     |         |
| そ の 他                       | 3     | 22      |
| 経 常 利 益                     |       | 5,333   |
| 特 別 利 益                     |       |         |
| 負 の の れ ん 発 生 益             | 21    | 21      |
| 特 別 損 失                     |       |         |
| 減 損 損 失                     | 230   | 230     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |       | 5,124   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,386 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 31    | 2,418   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 2,706   |
| 少 数 株 主 利 益                 |       | 6       |
| 当 期 純 利 益                   |       | 2,699   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成26年6月1日<br>期 首 残 高            | 1,566   | 1,728 | 18,612 | △312    | 21,595 |
| 連結会計年度中の変動額                     |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |       | △280   |         | △280   |
| 当 期 純 利 益                       |         |       | 2,699  |         | 2,699  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |         |       |        | △0      | △0     |
| 連結子会社の増加による少<br>数 株 主 持 分 の 増 加 |         |       |        |         |        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額)   |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                   | —       | —     | 2,419  | △0      | 2,418  |
| 平成27年5月31日<br>期 末 残 高           | 1,566   | 1,728 | 21,031 | △312    | 24,013 |

|                                 | その他の包括利益累<br>計 額 |                          | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|--------------------------|-------|--------|--------|
|                                 | その他有価証<br>券評価差額金 | その他の包<br>括利益累<br>計 額 合 計 |       |        |        |
| 平成26年6月1日<br>期 首 残 高            | 6                | 6                        | 3     | 44     | 21,650 |
| 連結会計年度中の変動額                     |                  |                          |       |        |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                  |                          |       |        | △280   |
| 当 期 純 利 益                       |                  |                          |       |        | 2,699  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                  |                          |       |        | △0     |
| 連結子会社の増加による少<br>数 株 主 持 分 の 増 加 |                  |                          |       | 4      | 4      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額)   | 14               | 14                       | 12    | 6      | 33     |
| 連結会計年度中の変動額合計                   | 14               | 14                       | 12    | 10     | 2,456  |
| 平成27年5月31日<br>期 末 残 高           | 20               | 20                       | 15    | 55     | 24,106 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

㈱西源

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ たな卸資産

商品及び製品

小売部門

売価還元法による低価法

ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

卸売部門

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ 有形固定資産 定率法  
(リース資産を除く) ただし、営業店舗以外の建物（建物附属設備を除く。）は定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 3～39年  
工具器具備品 2～20年
- ロ 無形固定資産  
(リース資産を除く)  
ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
その他の無形固定資産 定額法
- ハ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証額の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

一部の子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の計算については、簡便法を採用しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんについては、5年間で均等償却しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理      消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 表示方法の変更  
 連結損益計算書の表示方法の変更  
 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」及び「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「受取補償金」は8百万円、「助成金収入」は8百万円であります。
- (8) 追加情報  
 法人税の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%に変更されております。  
 この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は167百万円減少し、法人税等調整額（借方）が168百万円及びその他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 194百万円 |
| 土地      | 278百万円 |
| 計       | 473百万円 |

(2) 担保に係る債務

|       |        |
|-------|--------|
| 短期借入金 | 63百万円  |
| 長期借入金 | 90百万円  |
| 計     | 154百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,073百万円

3. 当座借越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座借越契約を締結しております。  
当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 当座借越極度限度額 | 8,100百万円 |
| 借越実行残高    | —        |
| 差引額       | 8,100百万円 |

(連結損益計算書関係)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 用途             | 場所    | 種類      | 減損額（百万円） |
|----------------|-------|---------|----------|
| 店舗用資産<br>（2店舗） | 中国地方他 | 建物及び構築物 | 65       |
|                |       | その他     | 1        |
| —              | 中部地方  | のれん     | 163      |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングを行っております。のれんについては、取得した事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

店舗用資産については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗は、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額によっており零としております。

のれんは、株式会社西源について当初想定していた収益が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は将来の事業計画に基づき零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 14,413,200株   | 一株           | 一株           | 14,413,200株  |

2. 配当金支払額

平成26年8月19日開催の第28回定時株主総会において、次のように決議しております。

- (イ) 配当金の総額 280百万円  
 (ロ) 1株当たり配当額 20円  
 (ハ) 基準日 平成26年5月31日  
 (ニ) 効力発生日 平成26年8月20日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年8月25日開催予定の第29回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

- (イ) 配当金の総額 308百万円  
 (ロ) 1株当たり配当額 22円  
 (ハ) 配当の原資 利益剰余金  
 (ニ) 基準日 平成27年5月31日  
 (ホ) 効力発生日 平成27年8月26日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

新株予約権につきましては、権利行使期間の初日が到来していないので、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余資の資金運用については流動性、安全性を重視した預金等で運用し、また、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入及びリースにより調達しております。なお、資金調達の効率化及び安定化を図るため、取引銀行9行と当座借越契約を締結しております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが定期的に時価を把握しております。建設協力金、差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり信用リスクに晒されておりますが取引先ごとの残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日（連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額  |
|---------------|------------|--------|------|
| (1) 現金及び預金    | 6,986      | 6,986  | —    |
| (2) 投資有価証券    |            |        |      |
| その他有価証券       | 134        | 134    | —    |
| (3) 建設協力金（※2） | 1,372      | 1,583  | 210  |
| (4) 差入保証金     | 2,753      |        |      |
| 貸倒引当金（※1）     | △22        |        |      |
|               | 2,730      | 2,527  | △203 |
| 資産計           | 11,224     | 11,231 | 7    |
| (1) 買掛金       | 9,034      | 9,034  | —    |
| (2) 長期借入金（※3） | 611        | 615    | 4    |
| (3) リース債務（※3） | 1,525      | 1,566  | 41   |
| (4) 設備関係未払金   | 3,686      | 3,686  | —    |
| (5) 未払法人税等    | 1,216      | 1,216  | —    |
| 負債計           | 16,074     | 16,119 | 45   |

（※1）差入保証金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）建設協力金には、1年内回収予定の金額を含んでおります。

（※3）長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定の金額を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(3) 建設協力金、(4) 差入保証金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(4) 設備関係未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金のうち一部の1年内返済予定分は、短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 5               |

これらについては、市場性等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の土地及び建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数である12年～39年と見積り、割引率は1.1%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 期首残高            | 1,203百万円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 104百万円          |
| 時の経過による調整額      | 20百万円           |
| 履行による減少額        | △0百万円           |
| 期末残高            | <u>1,327百万円</u> |

(1株当たり情報)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,713円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 192円50銭   |

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(平成27年 5 月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                 |               |
|----------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>13,211</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>17,513</b> |
| 現 金 及 び 預 金          | 5,831         | 買 掛 金                   | 8,604         |
| 売 掛 金                | 44            | 1年内返済予定長期借入金            | 222           |
| 商 品 及 び 製 品          | 3,029         | リ ー ス 債 務               | 467           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品      | 117           | 未 払 金                   | 2,182         |
| 前 払 費 用              | 543           | 設 備 関 係 未 払 金           | 3,681         |
| 繰 延 税 金 資 産          | 326           | 未 払 費 用                 | 277           |
| そ の 他                | 3,342         | 未 払 法 人 税 等             | 1,170         |
| 貸 倒 引 当 金            | △23           | 預 り 金                   | 293           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>31,542</b> | 前 受 収 益                 | 62            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>20,477</b> | 賞 与 引 当 金               | 235           |
| 建 物                  | 10,796        | そ の 他                   | 315           |
| 構 築 物                | 1,379         | <b>固 定 負 債</b>          | <b>2,962</b>  |
| 機 械 及 び 装 置          | 179           | 長 期 借 入 金               | 223           |
| 車 両 運 搬 具            | 18            | リ ー ス 債 務               | 974           |
| 工 具 器 具 備 品          | 1,655         | 資 産 除 去 債 務             | 1,193         |
| 土 地                  | 3,307         | そ の 他                   | 571           |
| リ ー ス 資 産            | 1,349         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>20,476</b> |
| 建 設 仮 勘 定            | 1,790         | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>184</b>    | <b>株 主 資 本</b>          | <b>24,243</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア          | 137           | 資 本 金                   | 1,566         |
| そ の 他                | 46            | 資 本 剰 余 金               | 1,728         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>10,881</b> | 資 本 準 備 金               | 1,728         |
| 投 資 有 価 証 券          | 130           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>21,260</b> |
| 関 係 会 社 株 式          | 1,455         | 利 益 準 備 金               | 5             |
| 長 期 貸 付 金            | 2,898         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 21,255        |
| 建 設 協 力 金            | 2,141         | 別 途 積 立 金               | 17,470        |
| 繰 延 税 金 資 産          | 1,398         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 3,785         |
| 差 入 保 証 金            | 2,344         | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△312</b>   |
| そ の 他                | 1,155         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 19            |
| 貸 倒 引 当 金            | △642          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 19            |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>44,754</b> | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>15</b>     |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>24,278</b> |
|                      |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>44,754</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（平成26年 6 月 1 日から）  
（平成27年 5 月 31 日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額   | 金 額     |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 125,037 |
| 売 上 原 価               |       | 96,261  |
| 売 上 総 利 益             |       | 28,776  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 23,556  |
| 営 業 利 益               |       | 5,219   |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 46    |         |
| 受 取 補 償 金             | 19    |         |
| そ の 他                 | 22    | 88      |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 13    |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 36    |         |
| そ の 他                 | 3     | 52      |
| 経 常 利 益               |       | 5,255   |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 減 損 損 失               | 41    | 41      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 5,214   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,316 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 0     | 2,317   |
| 当 期 純 利 益             |       | 2,896   |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |           |          |         |         |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|----------|---------|---------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |          |         |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |         |         |         |             |
|                         |         |           |         |           | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |             |
| 平成26年6月1日期首残高           | 1,566   | 1,728     | 1,728   | 5         | 15,170   | 3,470   | 18,645  | △312    | 21,627      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |         |           |          |         |         |         |             |
| 別途積立金の積立                |         |           |         |           | 2,300    | △2,300  | —       |         | —           |
| 剰余金の配当                  |         |           |         |           |          | △280    | △280    |         | △280        |
| 当期純利益                   |         |           |         |           |          | 2,896   | 2,896   |         | 2,896       |
| 自己株式の取得                 |         |           |         |           |          |         |         | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |         |           |         |           |          |         |         |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —       | —         | 2,300    | 315     | 2,615   | △0      | 2,615       |
| 平成27年5月31日期末残高          | 1,566   | 1,728     | 1,728   | 5         | 17,470   | 3,785   | 21,260  | △312    | 24,243      |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |       |        |
| 平成26年6月1日期首残高           | 5            | 5          | 3     | 21,636 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |       |        |
| 別途積立金の積立                |              |            |       | —      |
| 剰余金の配当                  |              |            |       | △280   |
| 当期純利益                   |              |            |       | 2,896  |
| 自己株式の取得                 |              |            |       | △0     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 13           | 13         | 12    | 26     |
| 事業年度中の変動額合計             | 13           | 13         | 12    | 2,641  |
| 平成27年5月31日期末残高          | 19           | 19         | 15    | 24,278 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品及び製品

###### 小売部門

売価還元法による低価法

ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### 卸売部門

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### ② 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、営業店舗以外の建物（建物附属設備を除く。）は定額法によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証額の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

損益計算書の表示方法の変更

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「その他」に含まれる「受取補償金」は8百万円であります。

(貸借対照表関係)

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 12,692百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務              |           |
| 短期金銭債権                             | 173百万円    |
| 長期金銭債権                             | 3,952百万円  |
| 短期金銭債務                             | 274百万円    |
| 3. 保証債務                            |           |
| 次の関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。 |           |
| (株)西源                              | 160百万円    |
| (株)恵比寿天                            | 20百万円     |
| 計                                  | 180百万円    |

(損益計算書関係)

関係会社との取引

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引       |          |
| 売上高        | 555百万円   |
| 仕入高        | 1,037百万円 |
| その他の営業取引   | 508百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 52百万円    |

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 389,153株    | 162株       | 一株         | 389,315株   |

(注) 当事業年度増加株式数は、単元未満株式の買取りによる取得であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 繰延税金資産                          |          |
| 賞与引当金                           | 77百万円    |
| 未払事業税                           | 76百万円    |
| 未払金                             | 90百万円    |
| 商品                              | 64百万円    |
| 減価償却費                           | 1,029百万円 |
| 借地権                             | 141百万円   |
| 土地                              | 29百万円    |
| 貸倒引当金                           | 218百万円   |
| 資産除去債務                          | 382百万円   |
| その他                             | 39百万円    |
| 繰延税金資産小計                        | 2,149百万円 |
| 評価性引当額                          | △237百万円  |
| 繰延税金資産合計                        | 1,911百万円 |
| 繰延税金負債                          |          |
| 資産除去債務に係る除去費用                   | △177百万円  |
| 其他有価証券評価差額金                     | △9百万円    |
| 繰延税金負債合計                        | △186百万円  |
| 繰延税金資産の純額                       | 1,724百万円 |
| 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。 |          |
| 流動資産－繰延税金資産                     | 326百万円   |
| 固定資産－繰延税金資産                     | 1,398百万円 |

2. 法人税の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は170百万円減少し、法人税等調整額（借方）が171百万円及び其他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末  
残高相当額

|          | 取得価額相当額  | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|----------|----------|------------|---------|
| 建物、土地(注) | 1,383百万円 | 648百万円     | 734百万円  |
| 合計       | 1,383百万円 | 648百万円     | 734百万円  |

(注) 不動産に係るリース取引については、建物と土地を一体として判定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|      |        |
|------|--------|
| 1 年内 | 68百万円  |
| 1 年超 | 758百万円 |
| 合計   | 827百万円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 89百万円 |
| 減価償却費相当額 | 69百万円 |
| 支払利息相当額  | 23百万円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配  
分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1 年内 | 1,270百万円 |
| 1 年超 | 7,994百万円 |
| 合計   | 9,264百万円 |

(関連当事者取引関係)

1. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------|----------------|-----------|-------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | ㈱西源    | 100%           | 資金貸借取引    | 資金の貸付 | △100          | 長期貸付金     | 765           |
|     |        |                |           | 利息の受取 | 1             | —         | —             |
|     |        |                |           | 債務保証  | 160           | —         | —             |
|     | ㈱恵比寿天  | 100%           | 不動産貸借等    | 資金の貸付 | 975           | 長期貸付金     | 1,430         |
|     |        |                |           | 不動産賃借 | △47           | 流動資産「その他」 | 47            |
|     |        |                |           |       |               | 建設協力金     | 892           |
|     |        |                |           |       |               | 差入保証金     | 195           |
|     |        |                |           | 利息の受取 | 15            | —         | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 資金の貸付及び不動産賃借に係る取引金額は、当事業年度における純増減額（△は純減少額）によっております。
- (2) 資金の貸付については、担保は受け入れておりません。
- (3) 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (4) ㈱西源の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
- (5) 建設協力金は返済期間20～30年、毎月賃料との相殺返済としております。
- (6) 子会社への長期貸付金及び建設協力金等に対し、609百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において35百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 氏名      | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容      | 取引の内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------------|-----------|--------------|---------------|----|---------------|
| 大 賀 昭 司 | (42.4%)        | 当社代表取締役社長 | 不動産賃借被保証 (注) | —             | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 当社代表取締役社長大賀昭司より一部の店舗賃借契約について保証を受けております。  
なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額 1,730円07銭
2. 1株当たり当期純利益 206円53銭

(重要な後発事象)

記載すべき事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |     |   | 平成27年 7月13日 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|---|-------------|
| 大黒天物産株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |     |   |             |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |     |   |             |
| 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |       |     |   |             |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 | 中 田 | 明 | 印           |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 公認会計士 | 三 宅 | 昇 | 印           |
| <p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒天物産株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。</p> <p>連結計算書類に対する経営者の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒天物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |       |     |   |             |

## 会計監査人の監査報告書 謄本

| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |     |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|
| 平成27年 7 月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |     |     |
| 大黒天物産株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |     |     |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |     |     |
| 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |     |     |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 公認会計士 | 中 田 | 明 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 公認会計士 | 三 宅 | 昇 ㊞ |
| <p>当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒天物産株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任<br/>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任<br/>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見<br/>当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係<br/>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> |       |     |     |
| 以 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |     |

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 7月21日

大黒天物産株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 武 藤 章 人 ⑩

社 外 監 査 役 寺 尾 耕 治 ⑩

社 外 監 査 役 今 岡 正 一 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題として捉えており、配当につきましては継続かつ安定を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、前期より2円増配し、普通配当22円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円 総額308,525,470円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月26日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、今後の業容拡大と一層の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

**第2号議案 定款一部変更の件**

1. 提案の理由

今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～35. (条文省略)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br><br>(新 設)<br><br>36. ～37. (条文省略) | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～35. (現行どおり)<br><u>36. 酪農事業</u><br><u>37. 乳製品の加工</u><br><u>38. 魚の孵化事業</u><br><u>39. 養殖事業</u><br><u>40. 水産用飼料、畜産用飼料及びその</u><br><u>原材料の販売</u><br><u>41. 養殖漁業用の薬品、資材、機器類</u><br><u>の販売</u><br>42. ～43. (現行どおり) |

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の監督機能の強化のため社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おおがしょうじ<br>大賀 昭 司<br>(昭和31年9月30日生) | 昭和49年4月 藤徳物産株式会社入社<br>昭和55年4月 株式会社木乃新入社<br>昭和61年6月 有限会社倉敷きのしん設立<br>同社代表取締役社長<br>平成5年6月 当社設立<br>当社代表取締役社長（現任）<br>平成24年6月 株式会社西源代表取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社西源代表取締役                                         | 5,948,000株 |
| 2     | きくちかずひろ<br>菊 池 和 裕<br>(昭和26年2月9日生) | 昭和44年3月 株式会社三和入社<br>平成3年7月 同社取締役店舗運営部長<br>平成15年9月 株式会社オザム入社<br>同社常務取締役営業本部長<br>平成17年11月 当社入社<br>平成17年12月 当社営業本部長<br>平成18年8月 当社取締役営業本部長<br>平成21年6月 当社取締役商品部長兼営業企画部長<br>平成25年8月 当社専務取締役商品部長兼営業企画部長兼イミテート部長（現任） | 6,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | かわ だ とも ひろ<br>川 田 知 博<br>(昭和34年1月14日生)   | 昭和58年12月 株式会社マルナカ入社<br>平成12年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社総務課長<br>平成13年9月 当社経営企画室課長<br>平成14年10月 当社取締役経営企画室長<br>平成25年1月 当社取締役経営企画室長兼管理部門担当<br>平成25年8月 当社常務取締役経営企画室長兼管理部門担当（現任）                                                                 | 22,000株    |
| 4     | にい や よし あき<br>新 谷 義 昭<br>(昭和22年11月24日生)  | 昭和45年4月 旭食品株式会社入社<br>昭和59年4月 同社商品部長<br>平成10年4月 同社尾道支店長<br>平成15年4月 同社マーケティング本部長<br>平成20年10月 当社入社<br>当社商品部付加工食品担当部長<br>平成25年8月 当社商品部付加工食品担当部長兼シンデレラ部長兼事務管理課長<br>平成26年8月 当社取締役加工食品部長兼シンデレラ部長<br>平成26年10月 当社取締役加工食品部長兼シンデレラ部長兼物流戦略室長（現任） | 100株       |
| 5     | ※ おお うえ ただ よし<br>大 上 忠 義<br>(昭和15年7月5日生) | 平成9年7月 当社入社<br>当社総務部長<br>平成16年6月 当社退社<br>平成16年7月 たまゆら工房設立<br>同社代表取締役（現任）                                                                                                                                                             | 1,600株     |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大賀昭司氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 大上忠義氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 大上忠義氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 大上忠義氏は、過去において当社の業務執行者であったことがあります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役寺尾耕治及び今岡正一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 寺尾 耕治<br>(昭和33年4月28日生)  | 昭和56年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社<br>昭和61年1月 寺尾公認会計士事務所開業<br>同所所長(現任)<br>平成14年8月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社メッセージ 社外監査役      | —          |
| 2     | 今岡 正一<br>(昭和39年10月21日生) | 昭和62年10月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社<br>平成11年12月 今岡公認会計士事務所開業<br>同所所長(現任)<br>平成19年8月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社山陰合同銀行 社外監査役 | —          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 寺尾耕治及び今岡正一の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 寺尾耕治及び今岡正一の両氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 両氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識を有しており、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと期待できるため選任をお願いするものであります。
4. 寺尾耕治及び今岡正一の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって寺尾耕治氏が13年、今岡正一氏が8年であります。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                     | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| くわ はら かず なり<br>桑 原 一 成<br>(昭和28年5月17日生) | 平成4年9月 株式会社セシール入社<br>平成18年1月 同社人事部長<br>平成18年12月 当社入社<br>当社総務部次長<br>平成22年1月 当社総務部長代理<br>平成26年4月 当社退職 | —                 |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第6号議案 取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成15年8月28日開催の第17回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）とご承認いただき今日に至っております。

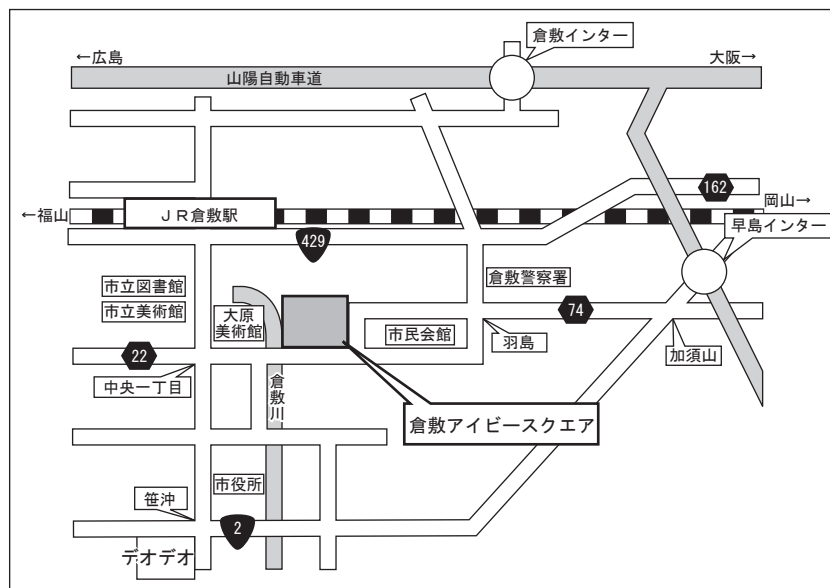
当社は今般、取締役会の監督機能強化を図るため社外取締役1名の増員を第3号議案「取締役5名選任の件」において付議しており、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役の報酬額を現行の年額3億円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分を年額2千万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、役員賞与を含めるとともに、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は4名ですが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア



J Rご利用の場合：J R倉敷駅南口より徒歩15分

お車ご利用の場合：山陽自動車道倉敷インターより約4.4km

【ご注意】お車で越しの方は、会場敷地内に駐車場がございますが、駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

会場敷地内駐車場に限り、お帰りの際に会場で駐車券をお渡しさせていただきます。

会場敷地内駐車場以外の有料駐車場をご利用の際には、株主様のご負担をお願いいたします。